

健生食輸発0407第2号
令和7年4月7日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産緑豆のチアメトキサム及びフランス産乾燥いちじくのアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産緑豆において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、フランス産乾燥いちじくのアフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・中国産緑豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム
- ・フランス産乾燥いちじくのアフラトキシン